



令和3年6月7日

京都市産業観光局

〔農林振興室農林企画課〕

TEL:075-222-3351

京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金について

～環境にやさしい農業資材・技術の導入を支援します～

近年、地球温暖化や激甚化する自然災害等の環境課題が深刻となる中、京都市では「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の達成に向け、農地の多面的機能の確保・維持のため、減農薬栽培などの環境保全型農業を推進しています。

この取組の一環として、環境にやさしい農業資材・技術の導入や利用拡大に係る経費を補助する「京都市環境保全型農業資材等導入拡大事業補助金」を創設しましたので、お知らせします。

記

1 事業概要

(1) 申請受付期間

令和3年6月10日（木）～令和3年7月16日（金）

※ 申請受付期間締切日の当日消印有効。

※ 申請受付期間中においても、補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

(2) 補助対象者

ア 農産物を販売する市内在住の生産者

イ 生産者等で組織する法人及び団体（市内に事業所等を有していること）

(3) 補助対象経費

以下に掲げる環境にやさしい農業資材・技術の導入に係る経費。

ア 化学合成農薬削減に資する資材・技術

（例）生物農薬、フェロモン剤、光式捕虫器等

イ 廃プラスチック削減に資する資材・技術

（例）生分解性マルチ、生分解性ポット等

ウ その他市長が特に必要と認めるもの

※ 補助対象経費は、新たに導入する資材・技術又は前年度に比べて取組拡大する資材・技術の導入に係る経費に限ります。また、備品（原形のまま比較的長期（おおむね1年以上）の反復使用に耐え、かつ取得単価（税込み）が50,000円以上の物品）については対象外です。

(4) 補助率 1/2以内

(5) 補助上限 個人10万円 団体150万円

2 申請書様式

以下のURLまたは二次元コードよりホームページへアクセスし、申請用紙をダウンロードしてください。 ※令和3年6月7日（月）午後3時以降公開

【URL】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000284658.html>

【二次元コード】



3 審査結果の通知

申請受付後に審査を行い、通知書を送付します。

4 申請書提出先・問合せ先

*北部農業振興センター（北区，上京区，左京区）

●住所：〒603-8203 京都市北区紫竹東高縄町 69-1 / ●電話：075-493-6660

*西部農業振興センター（中京区，下京区，南区，右京区(京北地域除く)，西京区）

●住所：〒615-0032 京都市右京区西院西高田町 6-1 / ●電話：075-321-0551

*東部農業振興センター（山科区，伏見区，東山区）

●住所：〒612-0873 京都市伏見区深草瓦町 61 / ●電話：075-641-4340

*京北農林業振興センター（右京区京北地域）

●住所：〒601-0251 京都市右京区京北周山町上寺田町 1-1 / ●電話：075-852-1817

【参考】申請後のスケジュール

実施時期	内容	補足
申請受付終了後	補助金交付予定額の通知 【市→申請者】	申請書類を審査し、補助金の交付予定額をお知らせします。
事業完了後から30日以内、又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで	実績報告書の提出 【申請者→市】	所定の様式に必要な書類を添付し、速やかに御提出ください。
実績報告書提出後	補助金交付決定額の通知 【市→申請者】	実績報告書を審査し、補助金の交付決定額をお知らせします。
補助金交付決定額の通知後	補助金請求書の提出 【申請者→市】	請求書を確認次第、随時補助金をお支払いします。